

コンプライアンス行動指針

平成 19 年 4 月 1 日制定

この行動指針は、東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）が社会から信頼される企業として存続・発展していくことを目的として、すべての職員等が、業務活動のあらゆる場面において、法令等を遵守し、社会倫理に適合して誠実に業務を遂行するために取り組むべき行動の指針を定めるものである。

第1 法令等の遵守

- 1 職員等は、常に高い倫理観、社会的良識をもって職務の遂行にあたり、関係法令、社会的な基準・ルール及び社内規定を遵守する。
- 2 職員等は、社会的良識をもって行動し、一般の社会生活においても、飲酒運転など交通法規等の違法行為や反社会的行為を行ってはならない。

第2 人権・人格の尊重

- 1 職員等は、人権・人格を尊重し、人種、宗教、信条、国籍、性別、身体障害及び出身等を理由とした差別や嫌がらせなどの行為を行ってはならない。
- 2 職員等は、一人ひとりのプライバシーを尊重し、個人の情報を扱うにあたっては慎重かつ細心の注意を払い行動する。

第3 業務に対する姿勢

- 1 職員等は、地方住宅供給公社法に基づく「みなし公務員」として、職務を遂行する責務を負っていることを自覚し、職務上の利害関係者との間において、金品の授受、接待、便宜供与などの行為を一切行ってはならない。
- 2 職員等は、住宅の建設・管理に関する諸法令を遵守し、安全かつ快適な住宅を提供するための事業推進に取り組まなければならない。
- 3 職員等は、住宅を利用するお客様の声に耳を傾け、お客様の立場に立って考え、誠実な住宅管理サービスの提供に努めなければならない。

- 4 職員等は、職務の遂行にあたって公私の区別を明確にし、公社の名称や職務を私的な利益のために利用したり、公社の資産を私的な目的のため使用してはならない。
- 5 職員等は、自己の業務遂行がコンプライアンスに沿ったものであるかどうかを、常にチェックしなければならない。また、違反、逸脱、過失等が生じたときは、率直に認め、すみやかに是正措置と再発防止措置を講じなければならない。

第4 情報の適正な管理

- 1 職員等は、公社が保有・管理するすべての情報資産を適切に管理し、社会から信頼を得られる情報資産の保持に取り組む。
- 2 職員等は、業務上知り得た公社又は第三者の秘密情報を適正に取扱い、外部に漏れることのないよう厳重な管理に取り組む。
- 3 職員等は、お客様から取得した個人情報を法令等及び東京都住宅供給公社個人情報保護に関する規程等の社内規定に基づき、取得・利用・管理し、個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的への利用を行ってはならない。また個人情報の漏洩等を防止するための最善の対策を講じて、これを保護する。
- 4 職員等は、第三者の知的財産権を尊重し、ソフトウェアなどについて適正な手段で入手・利用し、その著作権等を侵害しない。

第5 良好な職場環境づくり

- 1 職員等は、人権尊重の立場に立って職員等の個々の人格を尊重し、職場の秩序を保持し、働きがいのある職場づくりに取り組む。
- 2 職員等は、セクシャル・ハラスメントなどの、個人の尊厳を損ない人格を傷つける行為を行わない。
- 3 職員等は、職場の清潔・整理整頓を推進するとともに、快適で安全かつ効率的な職場環境の実現に取り組む。